

第3回 地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会次第

日時：平成24年12月17日（月）

午後3時～5時

場所：議会会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審議事項

（1）地方独立行政法人新小山市民病院中期目標（案）について

4. その他

5. 閉 会

第3回地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会出席者名簿

【委員】

(50音順・敬称略) ◎委員長・○副委員長

No.	推薦区分	役職	氏名
1	病院経営及び独法会計基準を熟知している見地から	落合公認会計士事務所長	オチアイ トモハル 落合 智治
2	看護教育及び看護体制の見地から	公益社団法人栃木県看護協会長	コノ ジュンコ 河野 順子
3	経営学の見地から	白鷗大学経営学部 教授	ホシ ハコ 星 法子
4	医師会及び地域医療の見地から	小山地区医師会長	◎マツオカ ジュンイチ ◎松岡 淳一
5	医師派遣元及び病院経営の見地から	自治医科大学附属病院長	○ヤスダ ヨシカズ ○安田 是和
6	受診者側にたった市民代表の見地から	市議会議員	ヤマグチ タダヤス 山口 忠保

【小山市民病院】

	所属	役職	氏名
1	市民病院	院長	シマダ カズユキ 島田 和幸
2	市民病院事務部	事務部長	クマクラ ジンイチ 熊倉 仁一
3	市民病院看護部	看護部長	オガワ ジュンコ 小川 純子
4	市民病院事務部	事務次長	コダイラ ヨシユキ 小平 喜之
5	市民病院事務部	総務課長	クロカワ ミツマサ 黒川 光政
6	市民病院事務部	医事課長	スズキ サカエ 鈴木 栄
7	市民病院事務部	市民病院建設室長	ヤマナカ タダオ 山中 忠男
8	市民病院事務部	市民病院建設室独法担当	イシバシ ヒデトシ 石橋 英俊
9	市民病院事務部	市民病院建設室独法担当 主事	ワタナベ タクヤ 渡邊 拓也

【事務局】

	所属	役職	氏名
1	保健福祉部	保健福祉部長	イシカワ カズオ 石川 和男
2	健康増進課	課長	イムラ トモコ 飯村 智子
3	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	室長	サルヤマ エツコ 猿山 悦子
4	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	担当	オオハシ マサコ 大橋 雅子
5	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	主査	セキ マサル 関 将

地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標（案）の修正（案）について

中期目標（案）	評価委員会修正（案）
<p>前文</p> <p>小山市市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。</p> <p>しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。</p> <p>こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市市民病院を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。</p>	<p>前文</p> <p>同左</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>同左</p>
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <p>(1) 急性期病院としての機能の充実</p> <p>急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。</p>	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <p>(1) 急性期病院としての機能の充実</p> <p>同左</p>

<p>(2) 救急医療の取組み 二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。</p>	<p>(2) 救急医療の取組み 同左</p>
<p>(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応 住民の健康を守るうえで、4 疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。</p>	<p>(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応 同左</p>
<p>(4) 小児・周産期医療の充実 小児周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産み、かつ育てられるよう医療の提供体制を確保すること。</p>	<p>(4) 小児・周産期医療の充実 同左</p>
<p>(5) 災害時等における対応 小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ること。</p>	<p>(5) 災害時等における対応 同左</p>
<p>(6) 健診機能の充実 疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。</p>	<p>(6) 健診機能の充実 同左</p>
<p>(7) 保健・介護・福祉との連携 住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療について住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより、退院後の患</p>	<p>(7) 保健・介護・福祉との連携 同左</p>

<p>者の在宅や施設生活での安定を図ること。</p>	
<p>2 医療提供体制の整備</p> <p>(1) 優秀な医療スタッフの確保 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。</p>	<p>2 医療提供体制の整備</p> <p>(1) 優秀な医療スタッフの確保 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。<u>また、地域の看護学校その他これに類する施設等から実習その他の要請があったときは、これらに積極的に協力するとともに必要な措置を講じるよう努めること。</u></p>
<p>(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上 医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。</p>	<p>(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上 同左</p>
<p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療 常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。</p>	<p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療 同左</p>
<p>(2) 利便性及び快適性の向上 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。</p>	<p>(2) 利便性及び快適性の向上 同左</p>
<p>(3) 患者満足度の向上 職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。</p>	<p>(3) 患者満足度の向上 同左</p>

<p>(4) 職員の接遇向上 患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。</p>	<p>(4) 職員の接遇向上 同左</p>
<p>(5) ボランティア制度の活用 ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。</p>	<p>(5) ボランティア制度の活用 同左</p>
<p>4 地域医療連携の強化 (1) 地域医療機関との連携 地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。 また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。</p>	<p>4 地域医療連携の強化 (1) 地域医療機関との連携 同左</p>
<p>(2) 地域医療への貢献 地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。</p>	<p>(2) 地域医療への貢献 同左</p>
<p>(3) 積極的な情報発信 市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。</p>	<p>(3) 積極的な情報発信 同左</p>
<p>5 信頼性の確保 (1) 医療安全対策等の徹底 住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び</p>	<p>5 信頼性の確保 (1) 医療安全対策等の徹底 同左</p>

<p>再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。</p>	
<p>(2) 外部評価の活用 医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。</p>	<p>(2) 外部評価の活用 同左</p>
<p>(3) 法令・行動規範の遵守 市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。 特に、すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。</p>	<p>(3) 法令・行動規範の遵守 同左</p>
<p>(4) 情報の開示 カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市条例等を例として適切に対応すること。</p>	<p>(4) 情報の開示 同左</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営体制の構築 (1) 組織と運営管理体制の確立 地方独立行政法人として、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営体制の構築 (1) 組織と運営管理体制の確立 同左</p>
<p>(2) 事務経営部門の強化 経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務にかかる専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。</p>	<p>(2) 事務経営部門の強化 同左</p>

<p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用 本市からの事務経営部門への派遣職員については、法人化後3年を目途にすべて本市に引き上げることとしていることから、その間に法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。</p>	<p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用 <u>地方独立行政法人移行時の業務への支障を防ぐ観点から、3年を限度として市職員を派遣することとするが、医療に関する専門的知識と経営感覚をもった人材の確保と育成が必要であることから、法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。</u></p>
<p>2 魅力ある病院づくり (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築 職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。</p>	<p>2 魅力ある病院づくり (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築 同左</p>
<p>(2) 職員満足度の向上 職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。 また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。</p>	<p>(2) 職員満足度の向上 同左</p>
<p>(3) 働きやすい職場環境の整備 職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。 また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。</p>	<p>(3) 働きやすい職場環境の整備 同左</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の強化 質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の強化 <u>(要検討)</u></p>

<p>2 収益の確保と費用の節減</p> <p>(1) 収益の確保 診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。</p>	<p>2 収益の確保と費用の節減</p> <p>(1) 収益の確保 同左</p>
<p>(2) 費用の節減 医薬品や診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。</p>	<p>(2) 費用の節減 同左</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>新病院建設に向けた取組み 新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指し確実に事業を進めていくこと。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>同左</p>

地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標（案）に対する考え方

中期目標（案）	中期目標（案）に対する考え方（中期計画骨子案）
<p>前文</p> <p>小山市市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。</p> <p>しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。</p> <p>こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市市民病院を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※ 中期計画における具体的な数値目標及び第6予算、収支計画及び資金計画以降の項目につきましては、現在院内で詳細な検討を進めております。次回（1月21日）評価委員会において、中期計画（案）として提示いたします。</p> </div> <p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新小山市市民病院が果たすべき病院機能は、一般急性期病院として一次と三次の中間の二次医療機関に位置し、一次、三次の両方向に対し地域医療連携の要となることである。 ・二次医療機関でありながら、一次、三次医療のどちらにもある程度対応しなければならない。 ・市民の病院である以上、地域密着型の要請にも応えなければならない。 ・地域完結型医療を実現するためには、我々自身の努力とともに市民、大学病院、地域医療機関、行政を含めたすべてのステークホルダーが協調した行動をとることが重要である。 <p>医師の増員か、自己改革か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師等のスタッフを大幅に増員することが必須であるが、現状でなぜ確保ができていないのかの反省なくしては、問題は一向に解決しない。 ・職員が病院の置かれた危機的現状を認識し、地方独法化したメリットを最大限生かすことによって、市民・医療従事者双方にとって魅力ある病院に改革することが不可欠である。 ・自己改革を先行しつつ、同時並行で医師・看護師などの医療従事者の増加を図る。 <p>計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新病院移転で新小山市市民病院の求人・集患能力は大きく好転することが期待される。しかし、それを実現するためには、地方独法化直後か

	<p>ら“維新的改革”に着手し、移転前3年の間に病院機能を高めておかなければならない。その流れを加速して初めて最終的に中期目標を達成できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年間をスタートダッシュの地方独法化初年度（平成25年度）、改革推進の移転前2年間（平成26、27年度）、ラストスパートの移転初年度（平成28年度）の3期に分け計画し、各期において到達目標を設定する。 <p>基本戦略（病院再生八策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画期間中、下記の基本戦略に基づき、行動計画を策定する。 <p>1 病院機能</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入院医療を強化、拡大し、外来医療を紹介・逆紹介型に転換する。 (2) 不足している診療科を再開、新設する。 (3) 各種病院機能の指定基準を獲得するとともに、第三者による病院評価を受ける。 <p>2 診療業務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 患者本位のサービスを徹底する。 (2) 各職種内、各職種間のチーム医療を徹底する。 <p>3 経営</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 効果的な経営分析に基づいた経営戦略を立てる。 (2) 医療器材、薬剤、委託の導入を合理化する。 (3) ワークライフバランスを重視し、給与体系を合理化する。
<p>第1 中期目標の期間 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。</p>
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急性期病院としての機能の充実 急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。 	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急性期病院としての機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・より高度で専門性を必要とする疾患領域まで対応する。 ・がん治療の充実、循環器センターなど特色ある病院づくりに取り組む。 ・平成26年度にDPC病院の認定を受け、医療の質の向上に努める。

<p>(2) 救急医療の取組み</p> <p>二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。</p>	<p>(2) 救急医療の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日救急医療の提供を行う。 ・断らない救急体制の整備に努める。 ・対応困難な三次救急は、三次医療機関との連携等により適切に対応を行う。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 411 2094 624"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急車搬送受入数</td> <td>2,756人</td> </tr> <tr> <td>救急外来患者数</td> <td>5,326人</td> </tr> <tr> <td>救急入院患者数</td> <td>1,577人</td> </tr> <tr> <td>救急入院率</td> <td>22.8%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	救急車搬送受入数	2,756人	救急外来患者数	5,326人	救急入院患者数	1,577人	救急入院率	22.8%
指標	平成23年度実績値										
救急車搬送受入数	2,756人										
救急外来患者数	5,326人										
救急入院患者数	1,577人										
救急入院率	22.8%										
<p>(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応</p> <p>住民の健康を守るうえで、4疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。</p>	<p>(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核病院として地域医療機関との連携、役割分担のもと適切な医療を提供する。 ア がん <ul style="list-style-type: none"> 地域がん診療拠点病院機能に準じた機能の整備を目指す。 イ 脳卒中 <ul style="list-style-type: none"> 人的確保を行い、24時間体制の脳卒中医療を提供する。 ウ 急性心筋梗塞 <ul style="list-style-type: none"> 現在の医療水準、機能を維持しながら、運用の効率性を高めることで、機能拡大を図る。 エ 糖尿病 <ul style="list-style-type: none"> 人的確保を行い、糖尿病専門治療を行う。 										
<p>(4) 小児・周産期医療の充実</p> <p>小児周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産み、かつ育てられるよう医療の提供体制を確保すること。</p>	<p>(4) 小児・周産期医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科医師を確保し、地域周産期医療機関としての医療機能を整備する。 ・小児医療体制の充実、小児救急の受入強化を図る。 										
<p>(5) 災害時等における対応</p> <p>小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症</p>	<p>(5) 災害時における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院を補完する機能を整備する。 ・平時より災害拠点病院や消防等との連携を密にし、有事には必要な 										

<p>等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ることを。</p>	<p>医療救護活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの流行等に対し、関係機関との連携のもと迅速かつ適切な対応を取る。 														
<p>(6) 健診機能の充実</p> <p>疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。</p>	<p>(6) 健診機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合った項目の設定、利便性向上に配慮した健診体制の整備を図る。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 416 2096 667"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業健診</td> <td>535人</td> </tr> <tr> <td>一般健診</td> <td>184人</td> </tr> <tr> <td>特定・生活機能健診</td> <td>113人</td> </tr> <tr> <td>人間ドック</td> <td>512人</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>304人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	企業健診	535人	一般健診	184人	特定・生活機能健診	113人	人間ドック	512人	脳ドック	304人		
指標	平成23年度実績値														
企業健診	535人														
一般健診	184人														
特定・生活機能健診	113人														
人間ドック	512人														
脳ドック	304人														
<p>(3) 保健・介護・福祉との連携</p> <p>住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療について住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図ること。</p>	<p>(7) 保健・介護・福祉との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と連携し、健康講座を開催するなどの啓発活動を行う。 ・介護、福祉施設との連携を密にし、退院後の患者の在宅や施設生活の安定化を図る。 														
<p>2 医療提供体制の整備</p> <p>(1) 優秀な医療スタッフの確保</p> <p>医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。</p> <p>※看護師の確保に関する文言を追加予定。</p>	<p>2 医療提供体制の整備</p> <p>(1) 優秀な医療スタッフの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労環境の向上、教育研修制度の充実に取り組む。 ・自治医科大学との連携強化により医師確保に努める。 ・特に産婦人科、脳神経外科、眼科の医師の確保に努める。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 1118 2096 1445"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値 (平成24年4月1日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>216人</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値 (平成24年4月1日現在)	医師	36人	保健師	1人	助産師	5人	看護師	216人	診療放射線技師	11人	臨床検査技師	18人
指標	平成23年度実績値 (平成24年4月1日現在)														
医師	36人														
保健師	1人														
助産師	5人														
看護師	216人														
診療放射線技師	11人														
臨床検査技師	18人														

		臨床工学技士	3人
		理学療法士	6人
		作業療法士	1人
		言語聴覚士	0人
		薬剤師	12人
		視能訓練士	2人
		社会福祉士	2人
(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上 医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。	(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上 ・専門医、認定医、専門看護師、認定看護師等の資格取得を励む。 ・研修医にとって魅力ある研修プログラムの充実を図る。 ・研修や資格取得等に対する支援制度を構築するなど、医療職が積極的に技術向上に取り組める環境づくりを進める。 【関連指標】		
		指標	平成23年度実績値
		専門医数（延人数）	37人
		認定医数（延人数）	53人
		指導医（延人数）	8人
		専門看護師	0人
		認定看護師	4人
3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。	3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 ・インフォームド・コンセントを徹底する。 ・医療相談機能を充実する。 ・セカンドオピニオンの提供体制を強化する。		
(2) 利便性及び快適性の向上 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。	(2) 利便性及び快適性の向上 ・診察や検査等の待ち時間の短縮を図る。 ・院内清掃の徹底、必要に応じた施設改修を行う。 ・患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備を進める。		
(3) 患者満足度の向上 職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上さ	(3) 患者満足度の向上 ・患者のニーズを的確に捉え、サービス向上に反映させるため、患者		

<p>せることにより、患者満足度を向上させること。</p>	<p>満足度調査を実施する。</p> <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 212 2098 336"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者満足度</td> <td>未実施（※平成25年3月に実施予定）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	患者満足度	未実施（※平成25年3月に実施予定）								
指標	平成23年度実績値												
患者満足度	未実施（※平成25年3月に実施予定）												
<p>(4) 職員の接遇向上</p> <p>患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。</p>	<p>(4) 職員の接遇向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者や家族の立場に立った接遇に心がける。 委託職員も含め病院全体の接遇を向上させる。 全職員を対象とした実践的な接遇研修を行う。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 544 2098 667"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全職員対象接遇研修実施回数</td> <td>未実施（※平成25年5月に実施予定）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	全職員対象接遇研修実施回数	未実施（※平成25年5月に実施予定）								
指標	平成23年度実績値												
全職員対象接遇研修実施回数	未実施（※平成25年5月に実施予定）												
<p>(5) ボランティア制度の活用</p> <p>ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。</p>	<p>(5) ボランティアとの協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの積極的な受入れ、職員との連携を進める。 医療通訳ボランティアの受入れ、育成に努める。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 831 2098 914"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア登録数</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	ボランティア登録数	15人								
指標	平成23年度実績値												
ボランティア登録数	15人												
<p>4 地域医療連携の強化</p> <p>(1) 地域医療機関との連携</p> <p>地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。</p> <p>また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。</p>	<p>4 地域医療連携の強化</p> <p>(1) 地域医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関との連携、機能分担の強化に取り組む。 紹介率、逆紹介を促進し、地域医療支援病院の承認を受ける。（紹介率40%、逆紹介率60%） 地域連携クリニカルパスの拡充を図る。 <p>【関連指標】</p> <table border="1" data-bbox="1227 1198 2098 1444"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紹介率</td> <td>36.2%</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>地域連携クリニカルパス実施件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 脳卒中</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td> 大腿骨（平成24年2月～）</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	平成23年度実績値	紹介率	36.2%	逆紹介率	34.5%	地域連携クリニカルパス実施件数		脳卒中	34件	大腿骨（平成24年2月～）	4件
指標	平成23年度実績値												
紹介率	36.2%												
逆紹介率	34.5%												
地域連携クリニカルパス実施件数													
脳卒中	34件												
大腿骨（平成24年2月～）	4件												

		連携協力医療機関数（年間紹介件数5件以上）	143件
(2) 地域医療への貢献 地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。	(2) 地域医療への貢献 ・オープンカンファレンスの開催、研修会への派遣等を通じて顔の見える連携の推進に取り組む。 ・医師会等協力のもとケアの連続性を重視した医療を提供する。 【関連指標】 オープンカンファレンス開催回数、研修会等派遣回数等		
(3) 積極的な情報発信 市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。	(3) 積極的な情報発信 ・広報やホームページを充実させ、市民病院の取組みについて分かりやすい情報発信を行う。 ・市と連携し、保健医療情報の発信やかかりつけ医の必要性等の啓発活動を行う。		
5 信頼性の確保 (1) 医療安全対策等の徹底 住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。	5 信頼性の確保 (1) 医療安全対策等の徹底 ・医療安全に関する情報の収集・分析を行い、医療安全対策の徹底に努める。 ・院内感染の予防に関し、万全の体制を整える。 【関連指標】		
		指標	平成23年度実績値
		ヒヤリハット報告数	908件
(2) 外部評価の活用 医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。	(2) 外部評価の活用 ・日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。 ・移転後速やかな認定を目指し、移転前3年の間にソフト面において必要な準備を進める。		
(3) 法令・行動規範の遵守 市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。 特に、すべての職員に個人情報保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。	(3) 法令・行動規範の遵守 ・医療法をはじめとする関係法令を遵守する。 ・役職員の行動規範と医療倫理を確立する。		
(4) 情報の開示	(4) 情報の開示		

<p>カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市条例等を例として適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護及び情報の開示については、小山市の関係条例を例としながら、法人独自の基準等を整備し、適切に対応していく。
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営体制の構築</p> <p>(1) 組織と運営管理体制の確立</p> <p>地方独立行政法人として、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 業務運営体制の構築</p> <p>(1) 組織と運営管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人としての組織、運営管理体制を確立する。 ・計画の着実な達成に向け、進捗状況の把握・分析を行い、継続的な改善を行いながら業務運営を行う。
<p>(2) 事務経営部門の強化</p> <p>経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務にかかる専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。</p>	<p>(2) 事務経営部門の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に関する専門知識、経験を有する人材の採用や医療職の事務部門への配置など弾力的な人事管理を行う。 ・診療報酬改定等の動向を把握・分析し、効果的な経営戦略を企画立案できる事務経営部門を確立する。
<p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用</p> <p><u>地方独立行政法人移行時の業務への支障を防ぐ観点から、3年を限度として市職員を派遣することとするが、医療に関する専門的知識と経営感覚をもった人材の確保と育成が必要であることから、法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。（※評価委員会修正案）</u></p>	<p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの派遣職員との引継ぎを円滑に進めながら、医療に関する専門的知識、経営感覚のある者を発掘し、又は招聘し、法人固有の職員として計画的に採用していく。
<p>2 魅力ある病院づくり</p> <p>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築</p> <p>職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。</p>	<p>2 魅力ある病院づくり</p> <p>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や勤続年数にとらわれない人事評価制度を確立する。 ・業績に応じた手当や専門資格に対する手当支給など職員のモチベーションを高めるような制度を構築する。
<p>(2) 職員満足度の向上</p> <p>職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。</p> <p>また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。</p>	<p>(2) 職員満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的病院に求められる使命や成果を感じられる職場風土を醸成し、自らの専門性を最大限発揮しやりがいを感じられる職場を実現するよう努める。 ・職員満足度調査の実施し、職員満足度の向上に向けた取組みを行う。 <p>【関連指標】</p>

		指標	平成23年度実績値
		職員満足度	未実施
(3) 働きやすい職場環境の整備 職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。 また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。	(3) 働きやすい職場環境の整備 ・各職種、各職員の適切な役割分担を進める。 ・仕事と生活の調和が図られた職場環境を確立する。 ・院内保育所の整備や短時間勤務制度の充実など、子育て中の職員が働きやすい環境整備を進める。 【関連指標】 短時間勤務制度医師・看護師数等		
第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の強化 質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置 1 経営基盤の強化 ・安定的かつ戦略的な経営を行うことで、中期目標期間中の累計の経常収支比率100パーセント以上の達成を目指す。 ・経営改善に向けた取組み課題を明確にし、また経営に関する情報を的確に把握し、分析に基づいた病院経営を行う。 【関連指標】		
		指標	平成23年度実績値
		経常収支比率	92.8%
		医業収支比率	87.2%
2 収益の確保と費用の節減 (1) 収益の確保 診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。	2 収益の確保と費用の節減 (1) 収益の確保 ・診療体制の充実、手術や検査枠の見直し、高度医療機器の効率的な稼働等により増収を図る。 ・7対1看護配置基準を維持するとともに、診療報酬改定に対応した加算の取得に努める。 ・診療報酬請求漏れや減点防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や法的措置も含めた回収策を講じる。 【関連指標】		
		指標	平成23年度実績値
		入院患者数	81,949人
		入院診療単価	34,732円
		病床稼働率(実稼働305床※)	73.4%

		平均在院日数	17.0日
		外来患者数	144,637人
		外来診療単価	9,690円
		※許可病床数は342床。	
(2) 費用の節減 医薬品や診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。	(2) 費用の節減 ・業務の効率化、物品購入時の価格交渉の徹底、契約内容の見直し、ジェネリック医薬品の使用拡大等により経費節減に努める。 ・職員のコスト意識を醸成する。 【関連指標】		
		指標	平成23年度実績値
		材料費対医業収益比率	23.7%
		薬品費対医業収益比率	13.5%
		委託費対医業収益比率	10.1%
		給与費対医業収益比率	66.7%
		ジェネリック医薬品の品目採用率	4.5%
第5 その他業務運営に関する重要事項 新病院建設に向けた取組み 新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指し確実に事業を進めていくこと。	第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置 新病院建設に向けた取組 新病院建設については、デザインアンドビルド方式により整備を行う小山市の新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指して確実に事業を推進する。		
	第6 予算、収支計画及び資金計画		
	第7 短期借入金の限度額		
	第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第9 剰余金の使途		
	第10 料金に関する事項		
	第11 設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		

中期目標（案）・中期計画（案）構成（予定）対比表

地方独立行政法人法に規定する 中期目標の構成 (第25条第2項)	地方独立行政法人新小山市市民病院 中期目標（案）構成	地方独立行政法人新小山市市民病院 中期計画（案）構成（予定）	地方独立行政法人法に規定する 中期計画の構成 (第26条第2項)
	前文	前文（はじめに）	
一 中期目標の期間(前項の期間の 範囲内で設立団体の長が定める 期間をいう。以下同じ。)	第1 中期目標の期間 (平成25年4月1日から平成 29年3月31日までの4年間)	第1 中期計画の期間 (平成25年4月1日から平成 29年3月31日までの4年間)	
二 住民に対して提供するサービ スその他の業務の質の向上に関 する事項	第2 住民に対して提供するサー ビスその他の業務の質の向上に 関する事項	第2 住民に対して提供するサー ビスその他の業務の質の向上に 関する目標を達成するためとる べき措置	一 住民に対して提供するサービ スその他の業務の質の向上に関 する目標を達成するためとるべ き措置
三 業務運営の改善及び効率化に 関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化 に関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化 に関する目標を達成するためと るべき措置	二 業務運営の改善及び効率化に 関する目標を達成するためとる べき措置
四 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事 項	第4 財務内容の改善に関する目 標を達成するためとるべき措置	
五 その他業務運営に関する重要 事項	第5 その他業務運営に関する重 要事項	第5 その他業務運営に関する重 要事項を達成するためとるべき 措置	
		第6 予算、収支計画及び資金計画	三 予算(人件費の見積りを含 む。)、収支計画及び資金計画
		第7 短期借入金の限度額	四 短期借入金の限度額
		第8 重要な財産を譲渡し、又は担 保に供しようとするときは、その 計画	五 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計 画
		第9 剰余金の使途	六 剰余金の使途
		第10 料金に関する事項	※ 公営企業型地方独立行政法人 は、中期計画において料金に関す る事項を定めなければならない。 (法第83条第2項)
		第11 地方独立行政法人新小山 市民病院の業務運営に関する規 則（仮称）に定める事項	七 その他設立団体の規則で定め る業務運営に関する事項